

安全保障関連法案に関する政治学者としての見解

経営学部特任教授 杉田弘也

2015年8月10日、神奈川大学横浜キャンパスにて

私は、オーストラリアの政治や外交政策を専門に研究している政治学者です。政治学の立場から、そしてオーストラリアの視点から、今回の安全保障関連法案について考えていることをお話しします。

まず、名前について考えてみます。アーシュラ・ルグィンのファンタジーの名作『ゲド戦記』では、ものの本当の名前を知ることによって相手に勝つことができるというテーマが出てきます。ファンタジーではよく使われているテーマですが、安倍政権による安保法制の本当の名前は、「平和安全法制整備法案」ではなく、「戦争法案」であると考えます。さらに、「集団的自衛権」という言葉が使われている意味はなにがあるのでしょうか。「集団的自衛権」という言葉を使えば、「自衛」なら悪くないのではないか、あるいは主義主張をともにする、価値観をともにする仲間との「集団」行動ならよいのではないかと思わせる意図があるのではないか。さらに、「集団安全保障」と混同させる目的があるのではないか、そんなふうに勘ぐってしまいます。「集団的自衛権」の本質は、私は「軍事同盟」であると考えます。軍事同盟であれば、拒絶感、嫌悪感はさらに大きいのではないのでしょうか。

安倍政権の戦争法案に対し、99%の憲法学者が違憲であるとしているわけですが、国際政治学、国際関係学の専門家の一部からは、憲法より国際法や国際条約が優先するといった声が上がっています。しかしながら、もしそうであるなら、なぜ日本では公務員のストライキ権が認められていないのか。人種差別撤廃条約に関しても、日本政府は一部を留保し人種差別禁止法をこれまでは制定していないのですから、憲法の上に国際法や国際条約があるということは正しいとはいえません。

安倍首相のブレーンの一人であり、安保法制懇のメンバーであった細谷雄一慶応大学教授は、さいたま市での安保法制特別委員会の公聴会において、日本国憲法には平和主義とともに国際協調主義が柱として存在し、国際安全保障の観点から論じるべきであり、戦間期において日本、イタリア、ドイツの侵略を止めることができなかった例を挙げ、世論と経済制裁だけでは平和は実現できない、軍事力が平和のために必要である、と主張しています。細谷氏が主張しているのは、集団的自衛権ではなく集団安全保障であり、これを集団的自衛権に援用するのは牽強附会であると私は考えます。第二次世界大戦を防ぐことができなかったのは、集団安全保障が発動できなかったからですが、そもそも第一次世界大戦がなければ第二次世界大戦は起きなかった。そして第一次世界大戦は、ヨーロッパを中心とした軍事同盟、すなわち集団的自衛権が発動されることによって起きたことを忘れてはなりません。

確かに国連憲章第51条は、集団的および個別的自衛権を認めています、それはあくま

で国連安全保障理事会における集団安全保障が発動するまでの暫定的、つなぎの措置です。冷戦期、国連の集団安全保障は機能しなかったかもしれませんが、冷戦が終わったこんにち、時代遅れの軍事同盟強化ではなく、集団安全保障が機能できるよう努力するべきでしょう。

最後に、オーストラリアの例を挙げて、日本への教訓としたいと思います。オーストラリアは、1941 年末まで大英帝国、1942 年からはアメリカ合州国との集団的自衛関係に依存してきました。故マルカム・フレイザー元首相は、それを戦略的依存関係と呼んでいます。この関係の下で、オーストラリアは安全保障上に危機が生じた場合、大英帝国そしてアメリカが救援に来てくれるものと信じていました。そしてその代償として、依存している超大国の世界戦略に忠実に従ってきました。19 世紀後半にはスーダンや南アフリカ（ボーア戦争）、20 世紀にはいると中国（義和団事件）、第一次世界大戦、第二次世界大戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争、湾岸戦争、21 世紀にはアフガン、イラク、そしていわゆるイスラム国との戦いに実戦部隊を送っています。そのほとんどが、オーストラリアの安全保障には関係なく、国益に反し、国際法上違法な戦争にも巻き込まれてきました。その結果オーストラリア軍は、アメリカ軍の一部として組み込まれるようになり、抜き差しならない地点に近づいています。フレイザー元首相は、保守政権を率いた政治家ですが、晩年はアメリカとの軍事同盟解消を主張するに至りました。

日本が戦争法案によって憲法解釈を変えるということは、これまで曲がりなりにも存在していた専守防衛による歯止めや地理的な制約をすべて外し、アメリカの戦争に切れ目なく巻き込まれていくことを意味します。この戦争法案は、憲法違反であることはもちろん、安全保障政策としてもまちがっています。